

旅行業約款【手配旅行契約の部】

一般社団法人 全国旅行業協会保証社員

一般社団法人 埼玉県物産観光協会

第一章 総 則

第一条（適用範囲）

当協会が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当協会が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第二条（用語の定義）

この約款で「手配旅行契約」とは、当協会が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当協会が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当協会所定の旅行業務取扱料金（変更手数料及び取消手数料を除きます。）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当協会が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当協会が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当協会が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

第三条（手配債務の終了）

当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当協会の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当協会がその義務を果たしたときは、旅行者は、当協会に対し、当協会所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当協会が運送・宿泊機関等との間で

旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

第四条（手配代行者）

当協会は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第二章 契約の成立

第五条（契約の申込み）

当協会と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当協会所定の申込書に所定の事項を記入の上、当協会が別に定める金額の申込金とともに、当協会に提出しなければなりません。

2 当協会と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当協会に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当協会に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

第六条（契約締結の拒否）

当協会は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

一 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

二 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

三 旅行者が、当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当協会の信用を毀損し若しくは当協会の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 その他当協会の業務上の都合があるとき。

第七条（契約の成立時期）

手配旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当協会が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

第八条（契約成立の特則）

当協会は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

第九条（乗車券及び宿泊券等の特則）

当協会は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

第十条（契約書面）

当協会は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当協会が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当協会が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

第十一条（情報通信の技術を利用する方法）

当協会は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当協会の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限り）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第三章 契約の変更及び解除

第十二条（契約内容の変更）

旅行者は、当協会に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当協会は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当協会に対し、当協会所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

第十三条（旅行者による任意解除）

旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サ

ービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当協会に対し、当協会所定の取消料手数料及び当協会が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第十四条（旅行者の責に帰すべき事由による解除）

当協会は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

- 一 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
 - 二 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
 - 三 旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当協会に対し、当協会所定の取消料手数料及び当協会が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第十五条（当協会の責に帰すべき事由による解除）

旅行者は、当協会の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当協会は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 3 前項の規定は、旅行者の当協会に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第 四 章 旅 行 代 金

第十六条（旅行代金）

旅行者は、旅行開始前の当協会が定める期間までに、当協会に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当協会は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当協会が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当協会は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当協会は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第三章又は第四章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当協会は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当協会に支払うべき費用等の額又は当協会が旅行者に払い戻すべき額を、当協会が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第二号の規定により当協会が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当協会の定める期日までに、当協会

の定める支払方法により、旅行者が当協会に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

第十七条（旅行代金の精算）

当協会は、当協会が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

2 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当協会に対し、その差額を支払わなければなりません。

3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当協会は、旅行者にその差額を払い戻します。

第五章 団体・グループ手配

第十八条（団体・グループ手配）

当協会は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

第十九条（契約責任者）

当協会は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

2 契約責任者は、当協会が定める日までに、構成者の名簿を当協会に提出し、又は人数を当協会に通知しなければなりません。

3 当協会は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当協会は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第二十条（契約成立の特則）

当協会は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当協会は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当協会が当該書面を交付した時に成立するものとし、

第二十一条（構成者の変更）

当協会は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

第二十二條（添乗サービス）

当協会は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。

4 当協会が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当協会に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第六章 責 任

第二十三條（当協会の責任）

当協会は、手配旅行契約の履行に当たって、当協会又は当協会が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会又は当協会の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当協会は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当協会は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に、海外旅行にあつては21日以内に当協会に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

第二十四條（旅行者の責任）

旅行者の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当協会、当協会の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第七章 弁済業務保証金

第二十五条（弁済業務保証金）

当協会は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関3丁目3番3号）の保証社員になっております。

2 当協会と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から3億2,800万円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当協会は、旅行業法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（苦情の申出）

旅行者は、当協会との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決が出来なかった場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるための申出をすることが出来ます。

記

名称 一般社団法人 埼玉県旅行業協会

所在地 埼玉県さいたま市大宮区天沼町 1-441-1

電話 048-648-3661

（注）第二十五条第二項の弁済業務保証金の限度額は、2021年10月1日現在です。